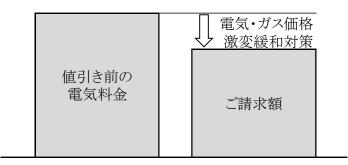
お客さま各位

2022 年 12 月 26 日にお知らせいたしました「電気・ガス価格激変緩和対策事業」 (以下、「本事業」という。) への参加に伴う値引きの詳細について下記のとおりご案 内申し上げます。

(1) 概要

当社は、本事業*に2022年12月12日に参加申請し、採択されました。これに伴いまして、2023年1月使用(2月検針)分以降の電気料金において、国が定める値引き単価により、電気のご使用量に応じた値引きを行います。

なお、本事業に関しまして、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申し込みは 不要です。



※本事業の概要は以下のURLからご確認ください。

電気・ガス価格激変緩和対策事業(経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ) https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/

(2) 適用範囲

低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さま ※特別高圧で電気の供給を受けるお客さまは対象外

(3) 適用時期

2023年1月使用(2月検針)分~9月使用(10月検針)分の電気料金 ※2023年2月分料金~10月分料金

(4) 値引き単価(税込)

		2023年 2~9月分	2023年 10月分
低圧	1kWhにつき	7.00円	3.50円
高圧	1kWhにつき	3.50円	1.80円

(5) 値引き方法

- (4) 値引き単価を反映した燃料費調整単価により、料金を算定いたします。
- (6) 値引き後の燃料費調整単価について お客さまページの「お知らせ」欄にてお知らせいたします。

(7) 値引き額のご確認方法

値引き額につきましては、当社お客さまページ内の電気料金計算書にてご使用電力量(合計)をご確認いただき、ご使用電力量(合計)に(4)値引き単価を乗算いただいた値が値引き額となります。

※ご使用量が 0kWh の月は、値引きの適用はございません。

(8) 本事業に伴う供給条件の変更について 別紙をご確認ください。

(9) 問い合わせ窓口

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の支援制度に関するお問い合わせは、以下の専用ダイヤルへお問い合わせください。

経済産業省資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局需要家向け窓口 0120-013-305 全日 9:00~17:00 (年末年始を除く)

ご使用量がわからない場合や、ご契約いただいている料金プランの確認等については、下記のお問い合わせフォームからお問い合わせください。

https://ws.formzu.net/fgen/S19934457/

以上

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置として次のとおり供給条件を設定いたします。

1 適用範囲

電気需給約款[高圧・特別高圧]等(以下「需給約款」といいます。)にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用します。

2 適用期間

2023年2月分のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款に定める計量期間または検針期間等(以下「計量期間等」といいます。)の始期から2023年10月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用します。

3 燃料費調整単価の特別措置

(1) 2(適用期間)における燃料費調整単価は、需給約款別表3(燃料費調整)(1)口によらず、次の算式によって 算定された値といたします。

燃料費調整単価 = 需給約款別表3(燃料費調整)(1)口によって算定された値

- (2)の特別措置の燃料費調整単価

(2)特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年2月分の計量期間等の始期から 2023年9月分の計量期間等の終期までの期間	2023年10月分の計量期間等
1kWhにつき	3.50円	1.80円

4 適用期間の燃料費調整単価

2(適用期間)における燃料費調整単価は、お客さまページのお知らせ欄にてご確認いただけます。

低圧のお客さまの供給条件

電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置として次のとおり供給条件を設定いたします。

1 適用範囲

電気需給約款[低圧]等(以下「需給約款」といいます。)にもとづき低圧で電気の供給を受けるお客さまに適用します。

2 適用期間

2023年2月分のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款に定める計量期間または検針期間等(以下「計量期間等」といいます。)の始期から2023年10月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用します。

3 燃料費調整単価の特別措置

(1) 2(適用期間)における燃料費調整単価は、需給約款別表2(燃料費調整)(1)口によらず、次の算式によって 算定された値といたします。

燃料費調整単価 = 需給約款別表2(燃料費調整)(1)口によって算定された値

- (2)の特別措置の燃料費調整単価

(2)特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2023年2月分の計量期間等の始期から 2023年9月分の計量期間等の終期までの期間	2023年10月分の計量期間等
1kWhにつき	7.00円	3.50円

4 適用期間の燃料費調整単価

2(適用期間)における燃料費調整単価は、お客さまページのお知らせ欄にてご確認いただけます。